



開 発 行 為 許 可 通 知 書

第D-83-01号
平成29年5月31日



渋谷区長 長谷部 健



平成29年5月8日付けで申請のありました開発行為については、下記のとおり許可しましたので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称



2 開発区域の面積

2,811.79平方メートル

3 許可条件

別紙のとおり

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、渋谷区を被告として（訴訟において渋谷区を代表する者は渋谷区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。